

(案)

(別紙)

医療提供体制施設整備交付金交付要綱（抜粋版）

(通則)

- 1 医療提供体制施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）及び事業の実施に要する経費に関する調書を第1号様式により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、建築後の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付対象事業)

- 4 本交付要綱において交付金を充てることのできる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(1) ～ (13) 略

(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害拠点病院施設整備事業

(15) 地域災害拠点病院施設整備事業
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業

(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく災害拠点精神科病院施設整備事業

(17) ～ (22) 略

(23) 医療施設等耐震整備事業
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業
ア 第二次救急医療施設等
イ 耐震構造指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院
ウ 看護師等養成所
エ 平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設

(24) ～ (29) 略

(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

(31) 医療施設浸水対策事業
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設浸水対策事業

(交付金事業者)

5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

(1) 4の(1)から(27)及び(29)から(31)に掲げる交付対象事業（ただし、(23)ウの交付対象事業を除く。）

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に

基づき届出をした診療所の開設者

ただし、(12)、(20)、(23)ア及び(26)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）を除く者に限る。

(2) 4の(23)ウ及び(28)に掲げる交付対象事業

(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。） (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 独立行政法人 (ク) 公的団体 (ケ) 国立大学法人

ただし、(23)ウに掲げる交付対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限るものとし、事業を実施できる者は、公的団体及び国立大学法人を除く者に限る。

(交付金の対象除外)

6 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表2の第1欄に掲げる事業区別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 別表1の第1欄のAにかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表

5の調整率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、別表6、別表7及び別表8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、合計した額を交付額とする。

（なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6～8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。）

- (4) 別表1の第1欄のB及びCにかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4（ただし、4の(23)ウ、エ及び(28)の交付対象事業を除く。）及び別表5の調整率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。（なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。）

(交付金の配分方法)

- 8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 交付金の配分の調整は、当初提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、交付金の対象となる事業分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。
- (2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。
- ただし、事業分類Aにおける事業区分(11)、(14)から(16)及び(29)、事業分類Bにおける事業区分(22)及び(23)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (15) 地域災害拠点病院施設整備事業 (16) 災害拠点精神科病院施設整備事業 (30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
B 施設環境等の改善に関する事業	(23) 医療施設等耐震整備事業 (31) 医療施設浸水対策事業

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未 満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>225,500</u> 円	基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	備蓄倉庫 1 か所当たり 163,203 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
	非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>161,049</u> 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり <u>148,413</u> 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費
	研修部門 1 か所当たり 125,542 千円	研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 147,183 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備 1 か所当たり <u>69,790</u> 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 か所当たり <u>32,184</u> 千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未 満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>225,500</u> 円	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費

	備蓄倉庫 1 か所当たり 46,033 千円	備蓄倉庫整備に必要な工 事費又は工事請負費
	非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>161,049</u> 千円	非常用自家発電設備整 備又は更新に必要な工事 費又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり <u>148,413</u> 千円	受水槽整備又は更新に 必要な工事費又は工事請 負費
	ヘリポート 1 か所当たり 79,442 千円	ヘリポート整備に必要 な工事費又は工事請負費
	給水設備 1 か所当たり <u>69,790</u> 千円	給水設備整備（地下水利 用のための設備整備、受水 槽増設又は補強等）に必要 な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 か所当たり <u>32,184</u> 千円	非常用自家発電装置の 燃料タンク増設又は補強 等に必要な工事費又は工 事請負費
(16) 災害拠点精神 科病院施設整備事 業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 $2,300 \text{ m}^2 \times \underline{47,500}$ 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未 満の建物を有する病院 基準面積 $2,300 \text{ m}^2 \times \underline{225,500}$ 円	災害拠点精神科病院と して必要な新築、増改築に 伴う補強及び既存建物に 対する補強に要する工事 費又は工事請負費
	非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>161,049</u> 千円	非常用自家発電設備整 備又は更新に必要な工事 費又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり <u>148,413</u> 千円	受水槽整備又は更新に 必要な工事費又は工事請 負費
	給水設備 1 か所当たり <u>69,790</u> 千円	給水設備整備（地下水利 用のための設備整備、受水 槽増設又は補強等）に必要 な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 か所当たり <u>32,184</u> 千円	非常用自家発電装置の 燃料タンク増設又は補強 等に必要な工事費又は工 事請負費

(23) 医療施設等 耐震整備事業	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m² × <u>47,500</u> 円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設は除く） 基準面積 2,300 m² × <u>225,500</u> 円</p>	<p>医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
	<p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m² × <u>36,300</u> 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m² × <u>172,300</u> 円</p>	<p>医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
	<p>平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合</p> <p>補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m² × <u>47,500</u> 円</p>	<p>耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>

(30) 非常用自家 発電設備及び給 水設備整備事業	非常用自家発電設備 1か所当たり <u>161,049</u> 千円	非常用自家発電設備整備 又は更新に必要な工事 費又は工事請負費
	受水槽 1か所当たり <u>148,413</u> 千円	受水槽整備又は更新に 必要な工事費又は工事請 負費
	給水設備 1か所当たり <u>69,790</u> 千円	給水設備整備（地下水利用 のための設備整備、受水 槽増設又は補強等）に必要 な工事費又は工事請負
	燃料タンク 1か所当たり <u>32,184</u> 千円	非常用自家発電設備の 燃料タンク増設又は補強 等に必要な工事費又は工

(31) 医療施設浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>45,449</u> 千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>35,864</u> 千円	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
	(3) 止水板の設置が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>431</u> 千円	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費
	(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>24,879</u> 千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表3 1平方メートル当たり単価表
略

別表4 既存病床数の割合による調整（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の（1）から（10）、（12）から（22）、（24）から（27）、（30）及び（31）に掲げる事業（ただし、4の（14）から（16）に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。）	0.33
4の（11）、（14）から（16）、（23）、（28）及び（29）に掲げる事業（ただし、4の（14）から（16）に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。）	0.50

別表6 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表7 医療機関に係る評価事項（40点）

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数

(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	救命救急医療機関の機能 又は入院を要する救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	災害拠点精神科病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点

(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点
(13) 患者の療養環境向上等に配慮し、当該事業において国産材を使用するもの		使用する：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表8 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数(5点)	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等(医師派遣を除く。)(5点)	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする(各項目1点)。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置

	<p>(4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置</p> <p>(5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上</p>
--	--

(交付の条件)

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 交付対象事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第8号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(6) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下9において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（ア）建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

（イ）建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない

シ 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(7) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (5) 及び (6) のア、イ、ウ及びエこの場合において、(5) 中「交付金」とあるのは「補助金」と、「第8号様式」とあるのは「第8号様式に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下9において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下9において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下9において「間接補助事業」という。）を行うにあたり(6) のアからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「第7号様式」とあるのは「第7号様式に準じた様式」と読み替えるものとする。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ イにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(8) (6) 及び (7) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、

あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (9) 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、第6号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が第2号様式による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(交付金の概算払)

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(遂行状況報告)

- 14 都道府県知事は、事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第3号様式による状況報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 15 都道府県知事は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の返還)

- 16 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交

付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 17 特別の事情により、7、10、11 及び 15 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。